

居宅介護支援重要事項説明書

あなたに対する居宅介護支援の提供に当たり、厚生労働省令第38号第4条に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

株式会社サン十字が開設する 株式会社サン十字居宅介護支援サービス（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者及びその家族に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

① 事業所の介護支援専門員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して適正な指定居宅介護支援を提供いたします。

② 事業は利用者の身心の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

③ 事業の適正に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立を行い、前6か月間に作成した居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護における以下の割合について説明し、理解を得るよう努めます。当事業所の各サービスの利用状況は別紙1の通りです。

(1) それぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合

(2) 同一の指定サービス事業者によって提供されたものが占める割合

④ 事業の提供に当たっては介護保険情報等関連情報を活用し、適切かつ有効に活用し、PACDサイクルの促進・ケアの質の向上を図るよう努めます。

⑤ 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法に規定する老人介護支援センター他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等及び地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努めます。

2 職員の職種、人数および職務内容

職種	職員数	資格	勤務形態	職務内容
管理 者	1名	介護支援専門員	常勤	管理業務他
介護支援専門員	5名以上 (主任介護支援専門員3名以上)	介護支援専門員	常勤	計画作成 相談援助他
勤務時間	常勤：午前8:30～午後5:30			

3 営業日及び営業時間

営業日	月曜～金曜	営業時間	午前9：00～午後5：30
年間休日	祝祭日・お盆休み・年末年始休業（当事業者の定める休日に準じて）		
緊急連絡先	0238-37-7231 24時間体制を確保し、必要に応じて、利用者などの相談に対応します。		

4 居宅介護支援の提供方法及び内容

指定居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次の通りです。

相談・利用受付け	電話や訪問により相談を受け、ケアプラン作成等の居宅介護支援の依頼を受付けます。
居宅介護支援契約 ※契約を持ってサービス提供の開始となります。	重要事項説明書・契約書・個人情報利用同意書を説明し、居宅介護支援の内容について同意を得たうえで、契約を締結します。
アセスメント (解決すべき課題の把握)	自宅を訪問し、身体状態や、困りごとを聞き取ります。事前に了解を得て、主治医から意見を聴取することがあります。
課題分析	利用者の有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、利用者が抱えている問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援するための解決すべき課題を把握します。利用する課題分析の種類は【居宅サービスガイドライン】です。
居宅サービス計画書 『ケアプラン』 原案の作成	アセスメントを基に、利用者、家族と相談の上、居宅サービス計画『ケアプラン』を作成します。 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、目標、達成時期、援助内容、サービス提供上の留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します 居宅サービス計画の作成にあたり、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることが、居宅サービス計画書原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることがあります。
サービス提供業者との連絡調整	解決すべき課題等に対応するための最も適切なサービスの組み合わせについて検討します。
サービス担当者会議の開催	居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画原案の内容について専門的な見地からの意見を求める。やむを得ない理由によりサービス担当者会議が開催できない場合には、担当者に対する照会等により、意見を求めることとします。 なお、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用する場合はあらかじめ利用者等へ説明及び同意を得たうえで行います。
居宅サービス計画書原案の説明と同意	居宅サービス計画の原案の内容について利用者及び家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。また、居宅サービス計画を利用者及び居宅サービス事業者へ交付します。
サービス利用票等の交付・同意	居宅サービス計画の内容に沿ってサービス利用票等を作成します。内容を確認して頂き同意（署名または押印）を得たうえで、利用者及び居宅サービス事業者へ交付します。
モニタリング訪問	サービス開始後も少なくとも1か月に1回以上自宅を訪問し、利用者及び家族に面接のうえ、ケアプランや利用サービスに問題はないか確認し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。 利用者の状態が安定しているなど、一定の条件を満たした上で、利用者の同意およびサービス担当者会議で主治医、担当者その他の関係者の合意が図られた場合、テレビ電話装置等を活用したモニタリ

	ングを行うことができます。その際は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集します。 なお、少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問します。
ケアプランの変更	利用者・家族が希望した場合や、居宅サービス事業者ないし当事業所が必要と判断した場合、十分な協議と合意の上でケアプランの変更を行います。
給付管理	毎月、利用者が利用した介護保険対象サービス実績を確認、給付管理票を作成、国民健康保険連合会に提出するなど行います。
要介護認定、更新申請等 援助代行	要支援・要介護認定に係わる申請についての援助、協力をいたします。
介護保険施設の紹介	利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になった場合、又は利用者が介護保険施設等への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行います。
医療機関等との連携	適切なケアマネジメントの実施及び質の向上を進める観点から、医療との連携を図り、利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行います。

5 利用料金

居宅介護支援の実施に際しての利用料金は別紙2の通りです。

ただし、厚生労働省が定める介護報酬については原則として利用者負担はありません。

6 通常の事業の実施地域

米沢市・南陽市・高畠町・川西町・白鷹町・飯豊町・長井市

7 サービスの内容に関する相談・苦情窓口

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談、苦情については、次のところで承ります。

事業所名	株式会社サン十字居宅介護支援サービス	苦情相談担当者名
電話番号	0238-37-7231	福島 恵美
受付時間	月曜日～金曜日（祝祭日を除く）午前9：00～午後5：30	

(2) その他の窓口

当事業所以外に山形県、市町村及び山形県国民健康保険団体連合会の窓口等に苦情を伝えることができます。

米沢市役所 高齢福祉課	0238-22-5111
山形県国民健康保険団体連合会	0237-87-8006

8 事故発生時の対応及び損害賠償

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町村（保険者）へ報告ならびに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を明確にし、利用者及び県、市町村（保険者）へ報告します。利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してしてその損害を賠償します。ただし、利用者または家族に過失がある場合は、損害賠償を免れます。

9 秘密保持について

利用者に対する居宅介護支援の提供により、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を在職中及び退職後においても正当な理由なく第三者に洩らしません。

サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は予め文書で同意を得るものとします。

10 主治医の医師および医療機関との連携

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患を踏まえた支援を円滑に行うこと目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ① 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ② また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

11 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6か月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13 虐待の防止

事業者は、虐待の防止またはその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14 ハラスメント防止

職場における各種のハラスメント防止のため、事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発を図るとともに相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備を行います。その他、被害者への配慮のための取組み、被害防止のための取組みを行います。

15 事業者の概要

事業者名称	株式会社サン十字
代表者役職・氏名	代表取締役 長澤 譲
本社所在地	〒992-0017 山形県米沢市桜木町1番64号
	電話番号 0238-21-1451

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づき、重要な事項を説明しました。

事業所	所在地	〒992-0011 山形県米沢市中田町751-1
	名称	株式会社サン十字居宅介護支援サービス
	説明者	介護支援専門員 氏名

令和 年 月 日

本書面に基づいて事業者から重要な事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意しました。

利用者	住所	〒
	氏名	
代理人	住所	〒
	氏名	
	利用者との 関係(続柄)	

令和 6年 4月 1日 現在

別紙2 利用料金等について

利用料金および居宅介護支援費

居宅介護支援費 I

要介護1・2	10, 860円／月
要介護3・4・5	14, 110円／月

居宅介護支援費減算

特定事業所集中減算	1月につき200単位減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等 (訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与)
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	厚生労働大臣が定める高齢者虐待防止のための基準を満たさない場合
業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算 (令和7年4月以降)	業務継続計画を策定していない場合

特定事業所加算 II 4, 210円／月

(算定要件)
① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護専門員を1名以上配置していること
② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護専門員を3名以上配置していること
③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること
④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること
⑤ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること
⑥ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること
⑦ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること
⑧ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと
⑨ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満であること
⑩ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること
⑪ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること
⑫ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること

特定事業所医療介護連携加算 1,250円／月

- | |
|---|
| ① 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院退所加算における病院および介護保健施設との連携回数が35回以上算定していること。 |
| ② 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。 |
| ③ 特定事業所加算I・II・IIIのいずれかを算定していること。 |

加算について

初回加算	3,000円／月	新規に居宅サービスを計画又は要介護状態区分が2段階以上の変更認定を受けた場合
入院時情報連携加算(I)	2,500円／月	介護支援専門員が入院当日中に医療機関に対して情報提供を行った場合
入院時情報連携加算(II)	2,000円／月	介護支援専門員が入院後3日以内に医療機関に対して情報提供を行った場合
退院・退所加算(連携1回)	カンファレンス無 4,500円 カンファレンス有 6,000円	退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
退院・退所加算(連携2回)	カンファレンス無 6,000円 カンファレンス有 7,500円	
退院・退所加算(連携3回)	カンファレンス有 9,000円	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	病院又は診療所の求めにより、病院又は診療所の職員と共に利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円／月	24時間連携できる体制を確保し、在宅で死亡した利用者に対して意向を把握した上で、利用者の心身状況等を記録し、主治医や居宅サービス事業者等へ提供した場合
通院時情報連携加算	500円／月	利用者の同意を得た上で、利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合

※制度改正により、上記利用料金に変更のあった場合は、その都度説明いたします。

※要介護認定を受けた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、1ヶ月当たりの居宅介護支援利用料をいただき、当事業所からサービス提供証明を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者に提供しますと、全額払い戻しを受けられます。

※交通費は発生しません。

居宅介護支援重要事項説明書

あなたに対する居宅介護支援の提供に当たり、厚生労働省令第38号第4条に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

株式会社サン十字が開設する 株式会社サン十字居宅介護支援サービス長井（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者及びその家族に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

- ① 事業所の介護支援専門員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して適正な指定居宅介護支援を提供いたします。
- ② 事業は利用者の身心の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③ 事業の適正に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立を行い、前6か月間に作成した居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護における以下の割合について説明し、理解を得るよう努めます。当事業所の各サービスの利用状況は別紙1の通りです。
 - (1) それぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合
 - (2) 同一の指定サービス事業者によって提供されたものが占める割合- ④ 事業の提供に当たっては介護保険情報等関連情報を活用し、適切かつ有効に活用し、PACDサイクルの促進・ケアの質の向上を図るよう努めます。
- ⑤ 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法に規定する老人介護支援センター他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等及び地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努めます。

2 職員の職種、人数および職務内容

職種	職員数	資格	勤務形態	職務内容
管理者	1名	介護支援専門員	常勤	管理業務他
介護支援専門員	2名以上 (主任介護支援専門員1名以上)	介護支援専門員	常勤	計画作成 相談援助他
勤務時間	常勤：午前8:30～午後5:30			

3 営業日及び営業時間

営業日	月曜～金曜	営業時間	午前9：00～午後5：30
年間休日	祝祭日、お盆・年末年始休業 (事業者の定める休日に準じます。)		
緊急連絡先	0238-84-8037 24時間体制を確保し、必要に応じて、利用者などの相談に対応します。		

4 居宅介護支援の提供方法及び内容

指定居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次の通りです。

相談・利用受付け	電話や訪問により相談を受け、ケアプラン作成等の居宅介護支援の依頼を受付けます。
居宅介護支援契約 ※契約を持ってサービス提供の開始となります。	重要事項説明書・契約書・個人情報利用同意書を説明し、居宅介護支援の内容について同意を得たうえで、契約を締結します。
アセスメント (解決すべき課題の把握)	自宅を訪問し、身体状態や、困りごとを聞き取ります。事前に了解を得て、主治医から意見を聴取することができます。
課題分析	利用者の有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、利用者が抱えている問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援するための解決すべき課題を把握します。利用する課題分析の種類は【居宅サービスガイドライン】です。
居宅サービス計画書 『ケアプラン』 原案の作成	アセスメントを基に、利用者、家族と相談の上、居宅サービス計画『ケアプラン』を作成します。 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、目標、達成時期、援助内容、サービス提供上の留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します 居宅サービスの計画の作成にあたり、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることが、居宅サービス計画書原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
サービス提供業者との連絡調整	解決すべき課題等に対応するための最も適切なサービスの組み合わせについて検討します。
サービス担当者会議の開催	居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画原案の内容について専門的な見地からの意見を求める。やむを得ない理由によりサービス担当者会議が開催できない場合には、担当者に対する照会等により、意見を求めることとします。 なお、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用する場合はあらかじめ利用者等へ説明及び同意を得たうえで行います。
居宅サービス計画書原案の説明と同意	居宅サービス計画の原案の内容について利用者及び家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。また、居宅サービス計画を利用者及び居宅サービス事業者へ交付します。
サービス利用票等の交付・同意	居宅サービス計画の内容に沿ってサービス利用票等を作成します。内容を確認して頂き同意(署名または押印)を得たうえで、利用者及び居宅サービス事業者へ交付します。
モニタリング訪問	サービス開始後も少なくとも1か月に1回以上自宅を訪問し、利用者及び家族に面接のうえ、ケアプランや利用サービスに問題はないか確認し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。 利用者の状態が安定しているなど、一定の条件を満たした上で、利用者の同意およびサービス担当者会議で主治医、担当者その他の関

	係者の合意が図られた場合、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことができます。その際は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集します。 なお、少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問します。
ケアプランの変更	利用者・家族が希望した場合や、居宅サービス事業者ないし当事業所が必要と判断した場合、十分な協議と合意の上でケアプランの変更を行います。
給付管理	毎月、利用者が利用した介護保険対象サービス実績を確認、給付管理票を作成、国民健康保険連合会に提出するなど行います。
要介護認定、更新申請等 援助代行	要支援・要介護認定に係わる申請についての援助、協力をいたします。
介護保険施設の紹介	利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になった場合、又は利用者が介護保険施設等への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行います。
医療機関等との連携	適切なケアマネジメントの実施及び質の向上を進める観点から、医療との連携を図り、利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行います。

5 利用料金

居宅介護支援の実施に際しての利用料金は別紙2の通りです。

6 通常の事業の実施地域

長井市、南陽市、川西町、白鷹町、飯豊町

7 サービスの内容に関する相談・苦情窓口

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談、苦情については、次のところで承ります。

事業所名	株式会社サン十字居宅介護支援サービス長井	苦情相談担当者名
電話番号	0238-84-8037	
受付時間	月曜日～金曜日（祝祭日を除く）午前9：00～午後5：30	櫻井 清子

(2) その他の窓口

当事業所以外に山形県、市町村及び山形県国民健康保険団体連合会の窓口等に苦情を伝えることができます。

長井市役所 福祉あんしん課	0238-82-8011
山形県国民健康保険団体連合会	0237-87-8006

8 事故発生時の対応及び損害賠償

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町村（保険者）へ報告ならびに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を明確にし、利用者及び県、市町村（保険者）へ報告します。利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、利用者または家族に過失がある場合は、損害賠償を免れます。

9 秘密保持について

利用者に対する居宅介護支援の提供により、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を在職中及び退職後においても正当な理由なく第三者に洩らしません。

サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は予め文書で同意を得るものとします。

10 主治医の医師および医療機関との連携

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患を踏まえた支援を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ① 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ② また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

11 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6か月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13 虐待の防止

事業者は、虐待の防止またはその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します
- ③ 介護支援専門員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施します
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します

14 ハラスメント防止

職場における各種のハラスメント防止のため、事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発を図るとともに相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備を行います。その他、被害者への配慮のための取組み、被害防止のための取組みを行います

15 事業者の概要

事業者名称	株式会社サン十字
代表者役職・氏名	代表取締役 長澤 譲
本社所在地	〒992-0017 山形県米沢市桜木町1番64号
	電話番号 0238-21-1451

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づき、重要な事項を説明しました。		
事業所	所在地	〒993-0084 山形県長井市栄町4番21号
	名称	株式会社サン十字居宅介護支援サービス長井
	説明者	介護支援専門員 氏名

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に当たり、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意しました。		
利用者	住所	〒
	氏名	
代理人	住所	〒
	氏名	
	利用者との 関係(続柄)	

令和 6年 4月 1日 現在

別紙2 利用料金等について

利用料金および居宅介護支援費

居宅介護支援費 I

要介護 1・2	10, 860 円／月
要介護 3・4・5	14, 110 円／月

居宅介護支援費減算

特定事業所集中減算	1月につき 200 単位減算	正当な理由なく特定の事業所に 80% 以上集中等 (訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与)
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算	厚生労働大臣が定める高齢者虐待防止のための基準を満たさない場合
業務継続計画未策定減算	所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を減算 (令和 7 年 4 月以降)	業務継続計画を策定していない場合

特定事業所加算 III 3, 230 円／月

(算定要件)
① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護専門員を 1 名以上配置していること
② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護専門員を 2 名以上配置していること
③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること
④ 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること
⑤ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること
⑥ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること
⑦ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること
⑧ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと
⑨ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1 人当たり 45 名未満であること
⑩ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること
⑪ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること
⑫ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること

特定事業所医療介護連携加算 1, 250円

- | |
|---|
| ① 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院退所加算における病院および介護保健施設との連携回数が35回以上算定していること。 |
| ② 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。 |
| ③ 特定事業所加算I・II・IIIのいずれかを算定していること。 |

加算について

初回加算	3, 000円／月	新規に居宅サービスを計画又は要介護状態区分が2段階以上の変更認定を受けた場合
入院時情報連携加算(I)	2, 500円／月	介護支援専門員が入院当日中に医療機関に対して情報提供を行った場合
入院時情報連携加算(II)	2, 000円／月	介護支援専門員が入院後3日以内に医療機関に対して情報提供を行った場合
退院・退所加算(連携1回)	カンファレンス無 4, 500円 カンファレンス有 6, 000円	退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
退院・退所加算(連携2回)	カンファレンス無 6, 000円 カンファレンス有 7, 500円	
退院・退所加算(連携3回)	カンファレンス有 9, 000円	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2, 000円	病院又は診療所の求めにより、病院又は診療所の職員と共に利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
ターミナルケアマネジメント加算	4, 000円／月	24時間連携できる体制を確保し、在宅で死亡した利用者に対して意向を把握した上で、利用者の心身状況等を記録し、主治医や居宅サービス事業者等へ提供した場合
特定事業所医療介護連携加算	1, 250円／月	ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定している場合
通院時情報連携加算	500円／月	利用者の同意を得た上で、利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合

※制度改正により、上記利用料金に変更のあった場合は、その都度説明いたします。

※要介護認定を受けた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、1ヶ月当たりの居宅介護支援利用料をいただき、当事業所からサービス提供証明を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日保険者に提供しますと、全額払い戻しを受けられます。

※交通費は発生しません。

居宅介護支援重要事項説明書

あなたに対する居宅介護支援の提供に当たり、厚生労働省令第38号第4条に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

株式会社サン十字が開設する 株式会社サン十字居宅介護支援サービス南陽（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者及びその家族に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

- ① 事業所の介護支援専門員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して適正な指定居宅介護支援を提供いたします。
- ② 事業は利用者の身心の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③ 事業の適正に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立を行い、前6か月間に作成した居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護における以下の割合について説明し、理解を得るものとします。当事業所の各サービスの利用状況は別紙1の通りです。
 - (1) それぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合
 - (2) 同一の指定サービス事業者によって提供されたものが占める割合
- ④ 事業の提供に当たっては介護保険情報等関連情報を活用し、適切かつ有効に活用し、PACDサイクルの促進・ケアの質の向上を図るよう努めます。
- ⑤ 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法に規定する老人介護支援センター他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等及び地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努めます。

2 職員の職種、人数および職務内容

職種	職員数	資格	勤務形態	職務内容
管理者	1名	介護支援専門員	常勤	管理業務他
介護支援専門員	2名以上 (主任介護支援専門員2名以上)	介護支援専門員	常勤	計画作成 相談援助他
勤務時間	常勤：午前8:30～午後5:30			

3 営業日及び営業時間

営業日	月曜～金曜	営業時間	午前9：00～午後5：30
年間休日	祝祭日、お盆・年末年始休業 (事業者の定める休日に準じます。)		
緊急連絡先	0238-40-0361 24時間体制を確保し、必要に応じて、利用者などの相談に対応します。		

4 居宅介護支援の提供方法及び内容

指定居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次の通りです。

相談・利用受付け	電話や訪問により相談を受け、ケアプラン作成等の居宅介護支援の依頼を受付けます。
居宅介護支援契約 ※契約を持ってサービス提供の開始となります。	重要事項説明書・契約書・個人情報利用同意書を説明し、居宅介護支援の内容について同意を得たうえで、契約を締結します。
アセスメント (解決すべき課題の把握)	自宅を訪問し、身体状態や、困りごとを聞き取ります。事前に了解を得て、主治医から意見を聴取することができます。
課題分析	利用者の有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、利用者が抱えている問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援するための解決すべき課題を把握します。利用する課題分析の種類は【居宅サービスガイドライン】です。
居宅サービス計画書 『ケアプラン』 原案の作成	アセスメントを基に、利用者、家族と相談の上、居宅サービス計画『ケアプラン』を作成します。 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、目標、達成時期、援助内容、サービス提供上の留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します 居宅サービスの計画の作成にあたり、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることが、居宅サービス計画書原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
サービス提供業者との連絡調整	解決すべき課題等に対応するための最も適切なサービスの組み合わせについて検討します。
サービス担当者会議の開催	居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画原案の内容について専門的な見地からの意見を求めます。やむを得ない理由によりサービス担当者会議が開催できない場合には、担当者に対する照会等により、意見を求めることとします。 なお、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用する場合はあらかじめ利用者等へ説明及び同意を得たうえで行います。
居宅サービス計画書原案の説明と同意	居宅サービス計画の原案の内容について利用者及び家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。また、居宅サービス計画を利用者及び居宅サービス事業者へ交付します。
サービス利用票等の交付・同意	居宅サービス計画の内容に沿ってサービス利用票等を作成します。内容を確認して頂き同意(署名または押印)を得たうえで、利用者及び居宅サービス事業者へ交付します。
モニタリング訪問	サービス開始後も少なくとも1か月に1回以上自宅を訪問し、利用者及び家族に面接のうえ、ケアプランや利用サービスに問題はないか確認し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。 利用者の状態が安定しているなど、一定の条件を満たした上で、利用者の同意およびサービス担当者会議で主治医、担当者その他の関

	係者の合意が図られた場合、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことができます。その際は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集します。 なお、少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問します。
ケアプランの変更	利用者・家族が希望した場合や、居宅サービス事業者ないし当事業所が必要と判断した場合、十分な協議と合意の上でケアプランの変更を行います。
給付管理	毎月、利用者が利用した介護保険対象サービス実績を確認、給付管理票を作成、国民健康保険連合会に提出するなど行います。
要介護認定、更新申請等 援助代行	要支援・要介護認定に係わる申請についての援助、協力をいたします。
介護保険施設の紹介	利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になった場合、又は利用者が介護保険施設等への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行います。
医療機関等との連携	適切なケアマネジメントの実施及び質の向上を進める観点から、医療との連携を図り、利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行います。

5 利用料金

居宅介護支援の実施に際しての利用料金は別紙2の通りです。

6 通常の事業の実施地域

南陽市、長井市、米沢市、高畠町、川西町、飯豊町、白鷹町

7 サービスの内容に関する相談・苦情窓口

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談、苦情については、次のところで承ります。

事業所名	株式会社サン十字居宅介護支援サービス南陽	苦情相談担当者名
電話番号	0238-40-0361	
受付時間	月曜日～金曜日（祝祭日を除く）午前9：00～午後5：30	渡部 江里子

(2) その他の窓口

当事業所以外に山形県、市町村及び山形県国民健康保険団体連合会の窓口等に苦情を伝えることができます。

南陽市役所 福祉課介護管理係	0238-40-1645
山形県国民健康保険団体連合会	0237-87-8006

8 事故発生時の対応及び損害賠償

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町村（保険者）へ報告ならびに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を明確にし、利用者及び県、市町村（保険者）へ報告します。利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、利用者または家族に過失がある場合は、損害賠償を免れます。

9 秘密保持について

利用者に対する居宅介護支援の提供により、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を在職中及び退職後においても正当な理由なく第三者に洩らしません。

サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は予め文書で同意を得るものとします。

10 主治医の医師および医療機関との連携

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患を踏まえた支援を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ① 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ② また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

11 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6か月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13 虐待の防止

事業者は、虐待の防止またはその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します
- ③ 介護支援専門員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施します
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します

14 ハラスメント防止

職場における各種のハラスメント防止のため、事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発を図るとともに相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備を行います。その他、被害者への配慮のための取組み、被害防止のための取組みを行います

15 事業者の概要

事業者名称	株式会社サン十字
代表者役職・氏名	代表取締役 長澤 譲
本社所在地	〒992-0017 山形県米沢市桜木町1番64号
	電話番号 0238-21-1451

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づき、重要な事項を説明しました。		
事業所	所在地	〒992-0472 山形県南陽市宮内554番地-3
	名称	株式会社サン十字居宅介護支援サービス南陽
	説明者	介護支援専門員 氏名

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に当たり、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意しました。		
利用者	住所	〒
	氏名	
代理人	住所	〒
	氏名	
	利用者との 関係(続柄)	

令和 6年 4月 1日 現在

別紙2 利用料金等について

利用料金および居宅介護支援費

居宅介護支援費 I

要介護 1・2	10, 860 円／月
要介護 3・4・5	14, 110 円／月

居宅介護支援費減算

特定事業所集中減算	1月につき 200 単位減算	正当な理由なく特定の事業所に 80% 以上集中等 (訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与)
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算	厚生労働大臣が定める高齢者虐待防止のための基準を満たさない場合
業務継続計画未策定減算	所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を減算 (令和 7 年 4 月以降)	業務継続計画を策定していない場合

特定事業所加算 III 3, 230 円／月

(算定要件)
① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護専門員を 1 名以上配置していること
② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護専門員を 2 名以上配置していること
③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事 項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること
④ 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること
⑤ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること
⑥ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された 場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護 支援を提供していること
⑦ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること
⑧ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと
⑨ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供 を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1 人当たり 45 名未満であること
⑩ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメント の基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること
⑪ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること
⑫ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること

特定事業所医療介護連携加算 1, 250円

- | |
|---|
| ① 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院退所加算における病院および介護保健施設との連携回数が35回以上算定していること。 |
| ② 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。 |
| ③ 特定事業所加算I・II・IIIのいずれかを算定していること。 |

加算について

初回加算	3, 000円／月	新規に居宅サービスを計画又は要介護状態区分が2段階以上の変更認定を受けた場合
入院時情報連携加算(I)	2, 500円／月	介護支援専門員が入院当日中に医療機関に対して情報提供を行った場合
入院時情報連携加算(II)	2, 000円／月	介護支援専門員が入院後3日以内に医療機関に対して情報提供を行った場合
退院・退所加算(連携1回)	カンファレンス無 4, 500円 カンファレンス有 6, 000円	退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
退院・退所加算(連携2回)	カンファレンス無 6, 000円 カンファレンス有 7, 500円	
退院・退所加算(連携3回)	カンファレンス有 9, 000円	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2, 000円	病院又は診療所の求めにより、病院又は診療所の職員と共に利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
ターミナルケアマネジメント加算	4, 000円／月	24時間連携できる体制を確保し、在宅で死亡した利用者に対して意向を把握した上で、利用者の心身状況等を記録し、主治医や居宅サービス事業者等へ提供した場合
特定事業所医療介護連携加算	1, 250円／月	ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定している場合
通院時情報連携加算	500円／月	利用者の同意を得た上で、利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合

※制度改正により、上記利用料金に変更のあった場合は、その都度説明いたします。

※要介護認定を受けた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、1ヶ月当たりの居宅介護支援利用料をいただき、当事業所からサービス提供証明を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日保険者に提供しますと、全額払い戻しを受けられます。

※交通費は発生しません。